

## 蓮照寺墓苑使用規則

### 第1条（目的）

「蓮照寺墓苑使用規則」（以下「本規則」という）は、宗教法人蓮照寺（以下「当山」という）が運営、管理する「蓮照寺墓苑」（以下「墓苑」という）の使用および管理が円滑に行われることを目的とし、使用者は本規則を厳守してください。

### 第2条（管理者）

墓苑の管理は、当山の代表役員である住職（以下「管理者」という）が行うこととします。また、墓苑における工事一式は当山指定の石材店のみが行うものとします。

ただし、墓石等の掃除などは、墓苑管理について使用者が任意で行うことができるものとします。

### 第3条（埋葬）

墓苑には、当山が許可した焼骨以外の埋葬はできません。

### 第4条（法要および永代供養）

- 1、埋葬された遺骨は、当山が責任を持って通年で供養を執り行います。ただし、実施内容、有無、回数等は当山の判断により、決定いたします。
- 2、永代供養とは永代的に合同読経供養することをさします。

### 第5条（宗教宗派および礼拝等）

- 1、墓苑は、本規則の運営の趣旨に賛同された方に限り、従前の「宗教、宗旨、宗派」を問わず使用できます。ただし、墓苑での葬儀、埋葬、法要、供養は当山管理者教導のもとで行うこととし、他寺僧侶、神官、神父等の祭祀者が当山の境内で祭祀を行うことはできません。また、無宗教の方の場合も、葬儀、埋葬、法要、供養は当山教導のもと執り行います。
- 2、また、新興宗教、新宗教の方（日蓮宗、浄土宗、曹洞宗、浄土真宗、法相宗、時宗、華嚴宗、律宗、臨済宗、真言宗、天台宗、融通念佛宗、黄檗宗以外が対象）は、墓苑の購入はできません。事前に、新興宗教、新宗教の方である場合、当山に告知してください。

### 第6条（使用期限）

- 1、墓苑は、最終の方が亡くなった時から12年（13回忌）を使用期限とします。  
お支払い料金は契約時一括払いとします。が、物価高騰などで経済情勢の変動があり、価格改定となっても一括払い後は適用されません。また、契約時一括払いには、墓じまい代金、お布施は含まれません。  
※お布施とは、葬儀、埋葬、法要、個別の法事等に納めて頂くことをさします。
- 2、墓じまい代金は、墓石処分代、クリーニング代等別途料金がかかります。物価高騰や経済情勢の変化により変更する可能性があります。なお、この墓じまいは、本墓苑から他の寺院などに改葬する場合を指します。最後の方が亡くなってから12年（13回忌）後の合祀には該当しません。
- 3、納骨時に、字彫り代（4万円税込）を作業代として寺院または、寺院指定の石材店へ支払うものとします。

### 第7条（改葬、分骨、納骨）

- 1、納骨後は、当山の承諾を得たうえ、法的な対処を経たなければ、他の場所への改葬、または分骨することはできません。

2、ペットの納骨は副葬品として可能ですが、(中堅型以上のペットは別途要相談)

#### 第8条 (期限到来後のご遺骨およびご遺骨の返還)

- 1、第6条の使用期限の到来後、墓地納骨堂へ合祀し、当山が永代に渡り供養を行います。  
合祀した遺骨は個人の特定が不可能なため、返還はできません。
- 2、使用期限の到来後、納骨堂へ供養を切り替えることも可能です。その際には別途追加料金がかかります。
- 3、使用期限到来以前また、到来時に際し、ご遺骨の返還を希望する場合には、使用者が改葬の手続きを行うこととします。ただし、本墓苑はご遺骨の状態は問わないこととし、この点はご了承いただきます。  
ご遺骨の返還をする場合でもお支払い料金の返還はいたしません。

#### 第9条 (申し込み)

墓苑を使用希望する方は、住所、連絡先等が記載された所定の墓苑使用申込書を管理者に提出の上、所定のお支払い金額を納付してください。墓苑は本条に定める申し込み手続きを経て、当山の使用承諾を得た方が使用できます。住所、連絡先、電話等の変更があった場合は直ちに変更内容を当山に届けてください。  
なお、一度お支払いいただいたお支払い金額の返還は一切いたしません。

#### 第10条 (埋葬者の制限、変更)

- 1、使用者、申込者以外の方は埋葬することができません。
- 2、納骨登録者の変更については、納骨後にはできません。
- 3、申込書に記載の登録者しか認められません。

#### 第11条 (禁止事項)

- 1、墓苑使用者が、その権利を第三者に譲渡または転貸または担保にすること
- 2、他の使用者の信仰に圧力を加えることや、大きな声での読経などの迷惑行為
- 3、墓地、墓苑に関する法律やその他の法規に違反する行為
- 4、当山境内でのあらゆる勧誘行為
- 5、他宗派、他寺院のお塔婆等の設置
- 6、住職の正当な職務、進退を妨害する不正行為
- 7、墓地、墓苑所定、指定場所以外の墓石設置や工事
- 8、使用者の宗教、宗派を偽る行為 (またその家族親族等による偽る行為)

#### 第12条 (使用者の継承)

使用者が死亡した時、祭祀継承者と定められた方、もしくは相続人合意によって定められた1人が所定の手続きにより管理者の承諾を得て使用期限内に置ける使用权を継承することができます。

#### 第13条 (使用承諾の取り消し)

- 1、次の事項に該当する場合には、管理者は墓苑の使用承諾を取り消すことができます。
  - 1) 第11条に違反した場合
  - 2) 使用者が許可を得た目的以外に墓苑を使用した場合
  - 3) 墓苑の使用者として、当山および他の使用者の迷惑になるような行為を行なった時。また、反社会的な行為、活動を行なった時。
  - 4) 使用者が暴力団員、暴力団関係企業社員、その他これらの準じる者であることが判明した場合で

- かつ、管理者が墓苑の使用を不適切と判明した時
- 5) 使用者が身分を偽り、契約行為を実施した時
  - 6) 宗教、宗派を偽って申し込みを行った場合
  - 7) その他、本規則に違反した時
- 2、使用者は使用区画の使用承諾の取り消しを受けてから2ヶ月以内にその責任で遺骨について改装するものとします。
- 3、管理者が使用区画の使用承諾取り消ししたときにおいても、受領済みのお支払い金額、その他費用、全額の返還はいたしません。

#### 第14条（使用区画の返還）

前条1項により使用権消滅後、前条2項に定める期間を過ぎても原状回復あるいは遺骨の改葬がなされない場合管理者は2ヶ月の間を保管期限とし、ご遺骨を納骨堂に埋葬することとします。使用者は、合祀がなされた場合は管理者に対してご遺骨の返還を要求することはできないこととします。また、使用区画の権利もなくなります。

#### 第15条（使用権の放棄）

使用者が使用権を放棄するときは、書面を持って届け出るものとします。その場合、お支払い全金額は返還しないものとします。

#### 第16条（申し込み者およびその関係者の死亡ないし不在）

本墓苑における、申込使用者、納骨登録者、継承者が亡くなったあるいは不在の場合かつ、その他第20条に規定している通知を全般実施しても墓苑使用申込書に規定している継承者連絡先への連絡ができない場合は、1年を限度として管理者により合祀するなどの管理制限が管理者に移ります。

#### 第17条（免責事項）

天変地変等の不可抗力、その他当山の責に帰しない事由による損害、第三者による危害行為によって生じた墓苑区画、墓石、香炉等の損害については、当山および管理者はその責任を負いません。

墓苑区画、墓石、香炉等の破損等の損害については、原因が当山および管理者の瑕疵による場合は、納入後1年以内に限り、無償で代替品の提供をさせていただきます。その場合当山および管理者が提携する石材店が行います。なお使用者による墓苑区画、墓石、香炉等について、不適当な取り扱い、使用があった場合、また当山および管理者の瑕疵によらない場合は、使用者の費用負担により現状復帰を行うものとします。また字彫りの塗料等についても上記と同様とし、1年以上経過した場合は使用者の負担とします。

#### 第18条（個人情報の取り扱い）

管理者は使用申込者、納骨登録者、継承者等の個人情報を台帳等に記録し、適宜、祭祀、典礼等の必要事項の連絡に利用するほか、墓苑その他の場所等の使用管理目的のために使用させていただくことがあります。

ただし、管理者は個人情報の前項に定める目的以外には使用しないものとし、管理には十分配慮することとします。

#### 第19条（通知）

- 1、使用者に通知すべき事項は、使用者の届け出た住所に通知することとします。
- 2、使用者が届け出た住所に通知が到達しない場合は、前項の通知日から2週間を経過した時をもって、その通

知は使用者に届いたものとしします。

第20条（規則の改定等）

管理者は本規則に定めない事項、または法令の改正、その他により墓苑の管理に不都合が生じた時、本規則を改定することがあります。

第21条（改定の通知）

前条により、改定が行われた場合は、使用者に通知をします。

この規則は令和4年3月25日より施行する

上記「蓮照寺墓苑」使用規則を承諾し遵守します

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印